

推薦に当たっての留意点（兵庫県若手優秀施工者賞）

1 近年の改正点

①兵庫県外在住の方についても推薦が可能です。

②工事経歴書（様式 6 関係）に記載できる工事は兵庫県内工事のみです。ただし、被推薦者のこれまでの経験年数や技術開発、推薦基準調書（様式 3）の 3 における「将来その活躍が一層期待されること」等については県外工事経験が含まれていても構いません。

③無事故期間については前所属会社分と現会社とを通算の上提出してください。

2 推薦に当たっては、「兵庫県若手優秀施工者賞候補者の推薦について（依頼）」のほか、この「推薦に当たっての留意点（別紙 1）」、「提出書類作成要領（別紙 2）」等を熟読願います。

3 この賞は、工事施工に直接従事し、将来、その活躍が一層期待される監理技術者、主任技術者を表彰するものであるため、入職後、現場で従事することなく、専ら設計等の分野の職務にのみに携わっている者は対象となりません。

4 この賞は、いわゆる技能労働者と呼ばれる者の技能としての「腕」「わざ」を表彰するものではなく、監理技術者、主任技術者として建設現場における総合的な施工能力、調整能力、安全管理能力等を表彰するものです。

5 被推薦者は、仕事面はもちろんのこと、人格的、社会的な面においても、他の若手技術者の模範となる者であることが必要です。

6 被推薦者は、工事施工に直接従事し、将来、建設活動の中心的役割を担う総合的管理能力を備えた監督、職長、作業長等としてその活躍が一層期待される 7 年以上の現場経験を有する年齢 34 歳以下の者を対象とします。

現場経験年数等の年数要件については、産前産後休業、育児休業及び介護休業をした期間も含むことができますので、積極的に女性技術者の推薦をお願いします。

なお、産前産後休業、育児休業及び介護休業をした期間については、雇用主の証明（様式自由）が必要です。

- ・「産前産後休業」とは、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業（労働基準法第65条第1項）
- ・「育児休業」とは、労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育児・介護休業法」という。）第2条第1号）
- ・「介護休業」とは、労働者がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業（育児・介護休業法第2条第2号）

7 被表彰者は、原則として氏名、顔写真、所属会社及び所属会社の所在地を公表（記者発表）いたしますので、被推薦者に、あらかじめ同意を得ておいてください。

（参考）

なお、以下の理由で表彰対象とならないこともありますので、推薦に当たっては十分ご留意願います。

- ① 各種資格等を有していない、又は不十分である。
- ② 主任技術者、監理技術者の補佐経験しかなく、自身が担当した主任技術者又は監理技術者としての施工実績が全くない。
- ③ 経験年数に建設現場以外の年数が含まれている。
- ④ 建設業許可における専任技術者が専任を要する建設現場の配置技術者（監理技術者、主任技術者）として従事していた場合や専任を要する現場の配置技術者が他の現場の配置技術者と兼務した場合など、建設業法や関係法令に抵触する。